

# 周波数オークションに関する懇談会 ヒアリング説明資料

---

2011年6月17日

(社)日本民間放送連盟

# 1. 「放送」が担う公共的役割

---

- 「放送」は、国民の知る権利に応えて健全な民主主義社会の発達に資することを目的(放送法第1条)としており、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行うという、極めて重要な公共的役割を担っています。
- 例えば、今般の東日本大震災にあたり、被災地の各局をはじめとする民放事業者は、取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。
- こうした「放送」が担う公共的役割を実現するため、放送法にもとづく「放送普及基本計画」により、国が置局政策を定めています。国として置局政策に必要な「放送用」および「放送事業用」の周波数を確保し、安定的に放送番組を国民に送り届けられるよう保障していただくことが肝要と考えます。

## 2. 周波数オークションの対象範囲

- 公共的役割を担う「放送」において、安定的に放送番組を国民に送り届けるためには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」等が前提であり、放送局免許で厳しく審査されるところです。周波数オークションによる入札金額の多寡で放送事業者を選定することは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねないのではないかと考えます。
- また、放送事業者は、番組を迅速かつ確実に視聴者に届けるため、FPUや連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」を「放送」と一体不可分のものとして日常的に運用しています。これら「放送事業用無線局」についても、「放送」と同様の取り扱いが必要と考えます。
- 諸外国においても、放送局の再免許時に周波数オークションを実施した事例はないものと認識しており、上記の点は新規免許・再免許を問わず、当てはまるものと考えます。

⇒ 「放送」および「放送事業用」はオークションの対象から除いていただきたい

### 3. 電波利用料制度との関係

---

- 通信など一部の周波数について周波数オークション制度の導入を検討するとしても、我が国で初の試みであることから、まずは限定的・試行的なものとなつて、慎重に検討を行つたらいかかと考えます。
- 現在の電波利用料制度は、長年の議論を経て一定のコンセンサスに至つたものであり、限定的・試行的な周波数オークション制度の議論と連動して電波利用料制度を大きく変更することは避けていただきたい。